

件名

租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項及び第六項の規定に基づき内閣総理大臣及び経済産業大臣が定める特定投資事業有限責任組合契約の指定に関する基準を定める件

○内閣府告示第二号
経済産業省

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十八の二第三項及び第六項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項及び第六項の規定に基づき内閣総理大臣及び経済産業大臣が定める特定投資事業有限責任組合契約を指定するための基準を次のように定める。

平成二十五年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

経済産業大臣 茂木 敏充

（指定の基準等）

第一条 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、次の各号に掲げる基準に適合する投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下「組合」という。）の組合契約（同法第三条第一項に規定する組合契約をいう。以下同じ。）を、組合の無限責任組合員の申請により、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十七条の五の二第二項第三号に規

定する特定投資事業有限責任組合契約として指定するものとする。

一 組合の事業が、地域の経済活力や雇用について大きな役割を果たす中小企業の経営改善又は事業再生を主たる目的とするものであること。

二 組合の組合財産である債権の債務者についての債務処理に関する計画（租税特別措置法第六十七条の五の二第一項又は第六十八条の百二の三第一項の規定の適用を受けるために策定されるものに限る。以下「計画」という。）が、中小企業再生支援協議会が行う中小企業の再生支援について中小企業庁の定める準則（計画が租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第一項又は第三十九条の百二十四の二第一項の規定により読み替えられた法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第二十四条の二第一項第一号から第四号までに掲げる要件を満たすこととなる準則として定められたものに限る。）に従って策定されること、又は、株式会社地域経済活性化支援機構の定める準則（計画が租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第一項又は第三十九条の百二十四の二第一項の規定により読み替えられた法人税法施行令第二十四条の二第一項第一号から第四号までに掲げる要件を満たすこととなる準則として定められたものに限る。）に従って策定されることが、明らかであること。

三 組合の無限責任組合員が、税務、金融、企業の財務並びに中小企業の経営改善及び事業再生に関する専門的な知識を有する者であること（法人にあつては、その人的構成に照らして、当該知識を有すると認められること。）。

四 組合の有限責任組合員に法人税法施行令第二十四条の二第一項第四号イに掲げる者が含まれており、かつ、有限責任組合員のうち二以上の者が、同号イ、ロ、ニ、ホ及びへに掲げる者（以下「金融機関等」という。）のいずれかに該当すること。

五 組合に対して金融機関等及び独立行政法人中小企業基盤整備機構がする出資の合計額が出資総額の三分の二以上であること。

六 組合の無限責任組合員及び有限責任組合員が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わ

り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 投資事業有限責任組合契約に関する法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（トにおいて「暴力団員等」という。）

ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、前項の指定をしたときは、組合契約に係る次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

一 組合の名称

二 組合の主たる事務所の所在場所

三 無限責任組合員の氏名又は名称

四 前項の指定をした日付

(指定の申請)

第二条 前条第一項の申請を行う無限責任組合員は、前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項を記載した別紙様式による指定申請書を内閣総理大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の指定申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 組合の登記事項証明書

二 前条第一項第一号に掲げる事項の記載がある組合契約書の写し（当該契約書に同項第二号に掲げる事項が記載されていない場合にあつては、当該事項に適合する旨を表明する書面をも添付しなければならない。）

三 前条第一項第三号に掲げる事項に適合する旨を説明する書面その他の参考となるべき事項に関する書類

四 前条第一項第六号イからトまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(変更等の届出)

第三条 組合の無限責任組合員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内

容を内閣総理大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない。

一 指定申請書に記載した第一条第二項第一号から第三号までに掲げる事項に変更がある場合

二 前条第二項各号に掲げる書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 第一条第一項各号に掲げる基準に適合しない事由が生じた場合

四 組合の解散事由が生じた場合

2 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、前項第一号の届出書が提出されたときは、当該届出に係る変更事項を告示するものとする。

(指定の取消し)

第四条 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一条第一項の指定を取り消すことができる。

一 組合が第一条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 前条第一項第三号及び第四号に該当する旨の届出を受けたとき。

2 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示するもの

とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に効力を有する組合契約に係る組合にあつては、組合契約書に第一条第一項第一号に掲げる事項が記載されていない場合であつても、当該事項に適合する旨を表明する書面をも添付することにより、第二条第二項第二号に掲げる書類とみなす。

